

議案第 12 号

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正について

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 7 月 24 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱(平成 17 年教育委員会訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(定義)		(定義)
第 2 条 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。	第 2 条 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。	第 2 条 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(削る)		(3) 市町立小中学校臨時職員の任用等に関する要綱(平成 20 年 5 月 7 日施行香川県教育委員会事務局義務教育課長通知)に規定する職員
(登録)		(登録)
第 4 条 略	第 4 条 略	第 4 条 略
2 略	2 略	2 略
3 第 1 項の登録を受けることができる自家用車は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(自動車(自動二輪車を含む。)及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車、職員本人又は職員の親族が所有(割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)による割賦等で購入し、所有権が留保されているものを含む。)し、又はリース契約等に基づき使用しているものとする。	3 第 1 項の登録を受けることができる自家用車は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(自動車(自動二輪車を含む。)及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車、職員本人又は職員の親族が所有(割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)による割賦等で購入し、所有権が留保されているものを含む。)し、又はリース契約等に基づき使用しているものとする。	3 第 1 項の登録を受けることができる自家用車は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(自動車(自動二輪車を含む。)及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車、職員本人又は職員の親族が所有(割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)による割賦等で購入し、所有権が留保されているものを含む。)として
4・5 略	4・5 略	4・5 略

改正後	改正前
様式第1号(第4条関係) 自家用車使用登録申請書 自家用車使用登録申請書 [別紙参照]	様式第1号(第4条関係) 自家用車使用登録申請書 自家用車使用登録申請書 [別紙参照]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

決	校長
裁	

自家用車使用登録申請書

年 月 日

(所属長) 様

職・氏名

公務に使用する自家用車の登録について、丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

免許証	免許の種類		取得年月日		有効期限			
			年	月	日	年	月	日
過去1年以内の交通違反等による起訴	<input type="checkbox"/> 無		過去1年以内の免許取消し又は停止		<input type="checkbox"/> 無			
自家用車	車種			車名				
	登録番号			定員	車検期 人	年	月	日
	所有者			続柄				
責任保険等	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
任意保険	契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日					
	加入内容	対人賠償	<input type="checkbox"/> 無制限		対物賠償	自動車 <input type="checkbox"/> 1,000万円以上 自動二輪車及び原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 500万円以上		
		人身傷害	<input type="checkbox"/> 3,000万円以上 (自動二輪車及び原動機付自転車は除く。)		示談代行	<input type="checkbox"/> 対人賠償		

(注)

- 1 この申請書には、運転免許証(両面)、自動車検査証(自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し)、自動車損害賠償責任保険等証明書及び自動車保険証書、リース契約等に基づき借用している場合は、当該契約書等の写しを添付すること。
- 2 運転免許証及び自動車検査証の更新並びに登録できる条件を満たす保険契約の継続については、再度の申請は不要であるが、証書等の写しを提出すること。

自家用車使用等承認申請書

自家用車の公務使用等について、次のとおり申請します。

校長承認	申請年月日 本人申請	発着予定 日時	用務 用務場	用務 内容	職名		備考
					氏名	自家用車以外の手段・利用区間	
	年 月 日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	自家用車使用経路 学校・自宅 その他() → 学校・自宅 その他()	公務使用の理由 用務場所が複数 多量配布文書等携行品あり 急を要する 校務の時間確保 その他()	同乗者 職・氏名 (同乗者なし: 空欄・氏名)		
	年 月 日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	自家用車使用経路 学校・自宅 その他() → 学校・自宅 その他()	公務使用の理由 用務場所が複数 多量配布文書等携行品あり 急を要する 校務の時間確保 その他()			
	年 月 日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	自家用車使用経路 学校・自宅 その他() → 学校・自宅 その他()	公務使用の理由 用務場所が複数 多量配布文書等携行品あり 急を要する 校務の時間確保 その他()			
	年 月 日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	自家用車使用経路 学校・自宅 その他() → 学校・自宅 その他()	公務使用の理由 用務場所が複数 多量配布文書等携行品あり 急を要する 校務の時間確保 その他()			